

(様式第2号)

監 委 第 7 8 号

平成21年2月25日

太 田 市 長 清 水 聖 義 様
太田市議会議長 半 田 栄 様
農業委員会会長 小 林 喜美雄 様

太田市監査委員 桐 生 博 司

太田市監査委員 山 田 隆 史

定期監査結果報告書

(農政部・産業環境部・農業委員会事務局・上下水道局)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

平成21年1月29日から平成21年2月13日まで

2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における平成20年度(平成20年12月31日現在)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

3 監査の対象

◎ 農政部

(1) 組 織

本監査日現在、農政部(農業政策課・農村整備課)の職員は43名(内、嘱託職員5名)であり、2課で構成されている。

(2) 事務分掌

ア 農林水産業に関する事項

イ 土地改良に関する事項

○ 農業政策課

(1) 組 織

本監査日現在、農業政策課の職員は22名(内、嘱託職員3名)であり、農政係、指導係及び農地計画係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 農政の企画及び調整に関すること。
- イ 農林水産業の振興に関すること。
- ウ 私有林に関すること。
- エ 農業委員会との連絡調整に関すること。
- オ 太田市農業振興公社及び農業団体との連絡調整に関すること。
- カ 農村環境改善センターに関すること。

○ 農村整備課

(1) 組織

本監査日現在、農村整備課の職員は19名（内、嘱託職員2名）であり、国土調査係及び改良整備係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 国土調査の計画及び実施に関すること。
- イ 農村総合整備事業に関すること。
- ウ 土地改良事業の調査、計画及び実施に関すること。
- エ 土地改良区の連絡調整に関すること。
- オ 農地及び農業用施設の整備及び維持管理に関すること。
- カ 総合農地防災事業に関すること。

◎ 産業環境部

(1) 組織

本監査日現在、産業環境部の職員は109名（内、嘱託職員23名、臨時職員3名）であり、5課及び2室で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 商業及び観光に関する事項
- イ 工業及び労政に関する事項
- ウ 環境衛生に関する事項
- エ 清掃に関する事項

○ 商業観光課

(1) 組織

本監査日現在、商業観光課の職員は17名（内、臨時職員1名）であり、商業係、観光係及び金融係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 商業振興の計画及び実施に関すること。
- イ 計量に関すること。
- ウ 観光行事の計画及び実施に関すること。
- エ 観光施設の整備及び管理に関すること。

- オ 制度融資に関する事。
- カ 商業等関係団体との連絡調整に関する事。

○ 工業政策課

(1) 組織

本監査日現在、工業政策課の職員は13名（内、嘱託職員3名、臨時職員1名）であり、工業係及び勤労者係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 工業振興の計画及び実施に関する事。
- イ 企業誘致及び適正配置に関する事。
- ウ 雇用対策に関する事。
- エ 職業訓練及び技能向上に関する事。
- オ 勤労者福祉に関する事。
- カ 勤労会館に関する事。
- キ 工業等関係団体及び労使関係団体との連絡調整に関する事。

○ 産業支援室

(1) 組織

本監査日現在、産業支援室の職員は6名（内、嘱託職員2名）である。

(2) 事務分掌

- ア 産業支援に関する事。
- イ テクノプラザおおたに関する事。

○ 環境政策課

(1) 組織

本監査日現在、環境政策課の職員は16名（内、嘱託職員1名）であり、環境企画係、環境保全係及び環境対策係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 地域環境政策の企画、調整及び推進に関する事。
- イ 環境保護思想の普及及び啓発に関する事。
- ウ 環境保全に関する事。
- エ 河川の水質浄化及び水質検査に関する事。
- オ 生活環境の保全に関する事。
- カ 環境審議会に関する事。
- キ 墓地に関する事。
- ク 狂犬病予防に関する事。
- ケ 地区環境組織の育成に関する事。

○ 新エネルギー推進室

(1) 組織

本監査日現在、新エネルギー推進室の職員は4名である。

(2) 事務分掌

ア 新エネルギー推進に関すること。

○ リサイクル推進課

(1) 組織

本監査日現在、リサイクル推進課の職員は30名（内、嘱託職員13名）であり、リサイクル推進係、ごみゼロ推進係及び収集係で構成されている。

(2) 事務分掌

ア 一般廃棄物処理の企画、調整及び指導に関すること。

イ 指定ごみ袋に関すること。

ウ 一般廃棄物の減量及び資源化に関すること。

エ 廃棄物に関する苦情処理及び調整に関すること。

オ 一般廃棄物の収集、運搬及び処理に関すること。

カ 太田市外三町広域清掃組合との連絡調整に関すること。

○ 清掃施設管理課

(1) 組織

本監査日現在、清掃施設管理課の職員は20名（内、嘱託職員4名、臨時職員1名）であり、施設管理係及びごみ処理係で構成されている。

(2) 事務分掌

ア 清掃施設の維持管理に関すること。

イ 一般廃棄物の処理手数料に関すること。

ウ 愛がん動物の火葬に関すること。

エ 一般廃棄物処理の受託業務に関すること。

オ 一般廃棄物の処理業の許可及び指導監督に関すること。

カ 一般廃棄物の処理に関すること。

◎ 農業委員会事務局

(1) 組織

本監査日現在、農業委員会事務局の職員は14名（内、嘱託職員1名）であり、総務係、農業振興係及び農地係で構成されている。

(2) 事務分掌

【総務係】

ア 公印の保管に関すること。

イ 農業委員会の規則の制定改廃及び法律等の整理保管に関すること。

- ウ 予算決算及び経理に関する事。
- エ 文書の収受発送及び整理保管に関する事。
- オ 備品の整理保管及び消耗品の出納に関する事。
- カ 総会の会議に関する事。
- キ 諮問答申建議及び陳情に関する事。
- ク 農地部会及び農業振興部会の議事録に関する事。
- ケ 国有農地等の管理に関する事。
- コ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）等の登記の特例に関する事。
- サ 農家基本台帳の保管及び整備に関する事。
- シ 農業委員会委員の選挙人の認定に関する事。

【農地係】

- ア 農地法関係書類の収受発送及び整理保管に関する事。
- イ 農地法による農地採草放牧地等の利用関係の調整に関する事。
- ウ 農地採草放牧地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事。
- エ 農地事情の改善に関する事。
- オ 農地等に関する文書の処理保管に関する事。
- カ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに付随する事。
- キ 農地の買収及び売渡しに関する事。
- ク その他農地部会に関する事。

【農業振興係】

- ア 農業及び農業地域に関する振興計画の樹立及び推進に関する事。
- イ 農業生産農業経営及び農民生活に関する調査研究に関する事。
- ウ 自作農維持創設に関する事。
- エ 農業関係行政機関との連絡調整に関する事。
- オ 農業者年金受託業務に関する事。
- カ 農業後継者等の団体に関する事。
- キ その他農業振興部会に関する事。

◎ 上下水道局

○ 下水道整備課

(1) 組織

本監査日現在、下水道整備課の職員は 20 名（内、嘱託職員 1 名）であり、計画係、公共下水道係、流域西邑楽係、流域新田一係、流域新田二係、農業集落排水係及び浄化槽普及係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 下水道事業等の全体計画に関すること。
- イ 下水道施設等の建設に係る設計及び施工監督に関すること。
- ウ 下水道施設等の建設工事に係る許可に関すること。
- エ 合併処理浄化槽の普及促進に関すること。
- オ 農業集落排水施設の促進に関すること。

○下水道施設課

(1) 組織

本監査日現在、下水道施設課の職員は18名(内、臨時職員1名)であり、施設係、普及係及びクリーンセンター係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 下水道施設等の維持管理に係る設計及び施工監督に関すること。
- イ 下水道施設等の維持管理工事に係る許可に関すること。
- ウ 水洗化の普及促進に関すること。
- エ 指定下水道工事店の指定及び指導監督に関すること。
- オ し尿等の処理に関すること。
- カ し尿等処理施設の維持管理に関すること。
- キ し尿等の苦情及び不法投棄の防止に関すること。
- ク 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関すること。
- ケ し尿等の処理の委託業務に関すること。

4 監査の結果

(1) 執行状況

農政部、産業環境部、農業委員会事務局及び上下水道局(一般会計に係る部分)における予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。